

広がる支え合いの輪

写真はJA八王子での「給食用野菜」販売会のようす。新型コロナウイルス感染症の影響により給食に提供できなくなった野菜を、感染拡大を防ぎながら販売しています。この他にも市内では、さまざまな支援の取り組みが。新しい生活様式のもと、支え合いの輪が広がっています。

新型コロナウイルス感染症

新しい生活様式の紹介

多摩地域初

軽症者などをホテルで受け入れ

既に4月、5月に補正予算を専決処分し、地域医療体制整備や特別定額給付金交付事務を進めており、8日から始まる市議会定例会には、コロナ禍で困窮する学生やひとり親家庭、市内事業者の支援に必要な補正予算を提案いたします。市民の皆さんとともに、今回の経験を新しい地域力の醸成につなげていけるような市政運営に力を尽くしてまいります。

の行動力に感謝と敬意を表します。

症軽症者へお弁当が提供されています。

とを、心強く感じるとともに、市民の皆さんの行動力に感謝と敬意を表します。

階へと移行してまいります。

市民の皆さんのご協力により、本市では新型コロナウイルス感染症の拡大抑制の成果が着実に見え始めています。今後は、第2波に備えての警戒心をゆるめることなく、「新しい生活様式」を一人ひとりが地域社会へ根付かせながら、さまざまな分野の活動を再開させ、地域経済を前進させていく、新たな段階へと移行してまいります。

今の経験を力に変えていくために

市長コラム



八王子市長
石森孝志
たか ゆき

※今号は6・7ページの間に 選挙特集号 を折り込んでいます。

さまざまな場面で広がる「新しい生活様式」の取組を紹介！

(厚生労働省「新しい生活様式の実践例」から一部抜粋)

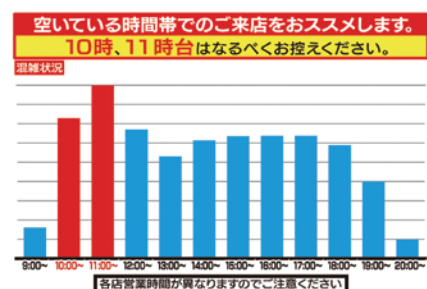
買い物

- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済を利用
- ・計画を立てて素早くすませ
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース



「密」を防ぎ安心して買い物を (株式会社スーパーアルプス)

スーパーアルプスでは、「マスク着用での来店への呼びかけ」や「レジに仕切りを設ける」「ソーシャルディスタンス確保のための立ち位置を表示する」などの他に、「ホームページでの混雑状況の案内」なども実施しています。混雑を避け、安心して買い物をいただけるよう工夫に取り組んでいます。



店舗入口のアルコールスプレーは利用者に配慮した足踏み式に

働き方

- ・テレワークやローテーション勤務を
- ・時差通勤でゆったりと
- ・会議や名刺交換はオンラインで



テレワークで進む！働き方改革 (オリンパス株式会社)

オリンパス株式会社では、都内全ての事業所で3月26日から社員全員が在宅勤務となりました。開始当初は少なからず混乱がありましたが、ビデオ会議などが利用できるコミュニケーション・プラットフォームを導入するなど情報インフラを整え、在宅勤務前と変わらず、あるいはそれ以上のスピードで情報共有や意思決定ができています。

期せずして始まった在宅勤務ですが、今まで慣例で行っていた会議や報告書作成など、業務を取捨選択する良い機会にもなっており、働き方改革につながっています。

食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座る



公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避ける

暮らしに欠かせない公共交通として (西東京バス株式会社)

西東京バスでは、車内での感染症対策として、「マスク着用のお願い」や「運転席への透明ビニルカーテン設置」「最前列座席の使用中止」「空調機による常時車内換気」などを実施しています。

また、「朝晩の通勤時間帯における輸送量増強」や「過密防止のための増発対応」も行うなど、暮らしに欠かせない公共交通として、地域の皆さんに「安全・安心な西東京バス」をご利用いただけるよう、取り組みを進めています。



手すりやつり革などお客さまが触れる部分を消毒

大学ではオンライン授業の 取り組みも！

市内の大学ではオンラインでの授業が始まっているところも。学生と先生の間で多様なメディアが活用されています。



中央大学のオンライン授業のようす

新型コロナウイルス感染症

新しい生活様式で 感染拡大を防ぎましょう

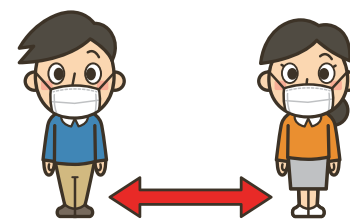
新型コロナウイルス感染症対策専門家会議からの提言を踏まえ、国から「新しい生活様式」の実践例が示されました。「人との間隔は2m空ける」や「症状がなくてもマスクを着用する」「家に帰ったらまず手や顔を洗う」といった基本的な感染症対策と、買い物や食事など、日常生活のさまざまな場面で心がけなくてはならないことが示されています。

新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、周囲に感染させないことが不可欠です。皆さん一人ひとりが、この「新しい生活様式」を心がけることで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、自身のみならず、大切な家族や友人の命を守ることに繋がります。

詳しくは厚生労働省のホームページ、または右の二次元コードからご覧ください。



- ・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける
- ・遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ
- ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける
- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用



2m離れる

- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替え、シャワーを浴びる
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)



30秒！

一人ひとりの 基本的な感染症対策

旅行は
控えめに



- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ・帰省や旅行は控えめに。出張はやむを得ない場合に
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモする
- ・地域の感染状況に注意する

子育て世帯への臨時特別給付金

令和2年4月分児童手当受給者(3月末で中学校卒業年齢に達した児童も対象)に対し、児童1人につき1万円が支給されます。詳しくは子育て支援課(〒192-8501 ☎620・7368 ㉑621・2711)までお問い合わせください。なお、所得制限を超える方は対象外です。

■公務員以外の方

申請は不要です。6月10日に児童手当と同じ口座に振り込まれます。

■公務員の方

勤務先から配布される申請書に必要事項を記入し、振込口座が確認できる書類を添付して、郵送で子育て支援課へ。給付決定後、支給日を通知します。

国民年金保険料の納付が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が相当程度下がったことで国民年金保険料の納付が困難な方は、「保険料の免除・納付猶予制度」及び「学生納付特例制度」の臨時特例手続きをご利用ください。

臨時特例を受けられるのは、令和2年2月以降の保険料です。本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより日本年金機構が審査を行います。

申請は、日本年金機構のホームページ(右下の二次元コードからも)にある申請書及び所得見込額の申立書(臨時特例用)に必要事項を記入して、郵送または直接、市役所1階保険年金課(〒192-8501 ☎620・7238 ㉑626・8421)、または各事務所へ。



市税等の納付が困難な場合は ご相談を

令和2年度の各納税通知書等(固定資産・都市計画税、軽自動車税、市・都民税)を5月1日から順次発送しています。各税目の納期限は納税通知書等をご確認ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な場合は、納税課(☎620・7224 ㉑626・4640)までご相談ください。

徴収猶予の特例制度を実施

事業などにかかる収入に相当の減少があった方は、最長1年間、市税等の徴収の猶予を受けることができる場合があります。詳しくは納税課までお問い合わせください。

3月17日以降に確定申告された方へ

申告期限の延長に伴い、申告内容の一部が市・都民税に反映されていない場合があります。これらの方は、資料確認後に再度計算を行い、税額に変更が生じた方には改めて通知します。問い合わせは住民税課(☎620・7219 ㉑620・7493)へ。

新型コロナウイルス感染症

軽症者や無症状者を宿泊療養ホテルで受け入れ

都内における患者数の状況を踏まえ、都ではホテルなどの宿泊施設を借り上げ、新型コロナウイルス感染症の陽性患者のうち、入院治療が必要ない軽症者や無症状者の方々を受け入れる体制を整えています。

5月1日からは、多摩地域では初となる受け入れをホテル「the b 八王子」で開始しました。施設の運営は都・市・八王子市医師会が共同で行い、看護師が24時間常駐するほか、日中は医師も滞在しています。

施設名 the b 八王子(明神町4-6-12)

受入期間 5月1日から当面の間

ロボットや健康管理アプリなどの

最先端技術を導入

施設では、人型ロボット「Pepper」や人工知能(AI)を活用したロボット掃除機「Whiz」を導入し、快適な環境づくりと医療従事者の負担軽減を図っています。また、患者の体温や咳の有無などを入力するアプリも利用し、効率的な運営を行っています。

多摩地域初！



検査体制を強化

市内でPCR外来を開設

市内のPCR検査体制を強化するため、5月13日からPCR外来を1か所開設しています。八王子市医師会の協力により、市内の医師・看護師が当番で対応し、かかりつけ医などの市内医療機関が必要と判断した方を対象に、1日あたり10件程度の検査を行っています。
※混乱を避けるため、場所は公開していません。

市内で広がる支援の輪

妊婦や小さいお子さんを持つ保護者を支援！

はちなんママ応援プロジェクト

妊婦や子育て中の保護者の相談や支援を行う八南助産師会では、外出などを自粛するママたちを応援するため、「はちなんママ応援プロジェクト」を実施しています。

プロジェクトでは、これまでの無料電話相談に加え、インターネットを活用したオンライン相談のほか、妊娠期に役立つお話やベビーヨガ・マッサージなどのオンライン教室を行っています。また、赤ちゃんとのふれあひ遊びなどの動画も公開中です。

オンライン教室の申込方法など、詳しくは八南助産師会のホームページをご覧ください(右の二次元コードからご覧いただけます)。



2020 はちなん ママ応援プロジェクト 赤ちゃんさん

お子さんとのふれあひの時間に

子ども食堂やフードバンクで 食品配布の取組を実施

子どもたちなどに無料、または安価で食事を提供する「子ども食堂」。普段はたくさんの方に利用されていますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市内にある18か所の子ども食堂も現在開催を休止しています。

これに伴い、一部の子ども食堂では食品配布の取組を行っているほか、フードバンク団体でも支援を必要とする方への食品配布を継続して行っています。

活動の内容など、詳しくは「八王子食堂ネットワーク」のホームページをご覧ください(右の二次元コードからご覧いただけます)。

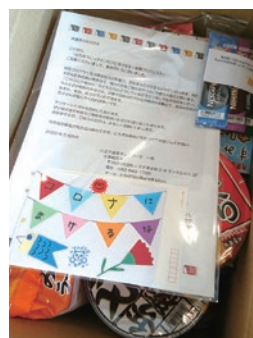


はちおうじっ子のコロナに負けるな！

応援プロジェクト

八王子食堂ネットワークでは、中学生以下のお子さんがある、ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯の希望者に、お米や麺類、お菓子などの食品の詰め合わせを郵送。市民の皆さんや企業などの協力のもと、約150セットを届けました。

寄附のお申し出など、詳しくは同ネットワークのホームページをご覧ください。



あたたかいご支援を

八王子観光PR特使の皆さんからメッセージ

#STAY HOME STAY HACHIOJI

地元・八王子の魅力を市内外に発信している「八王子観光PR特使」。新型コロナウイルス感染症の影響で自粛生活が続く中、ご自宅でも明るく楽しく過ごせるよう、動画でメッセージを伝えています。

動画は八王子観光コンベンション協会(☎649・2827 ㉑686・1388)のホームページで公開中です(右の二次元コードからご覧いただけます)。



ジェイ
ゲンキダー」さん(一部抜粋)

プロから教わる！

東京八王子ビートレインズによる練習動画

八王子市を拠点に活動するプロバスケットボールチーム「東京八王子ビートレインズ」。自宅などのできる初心者向けの練習動画を市のホームページで配信しています(下の二次元コードからご覧いただけます)。問い合わせはスポーツ振興課(☎620・7457 ㉑626・8554)へ。



自宅でプロのテクニクを学ぼう

国民健康保険制度 Q & A

Q 国保税が高くなるのは、どうして？

A 高齢化や医療の高度化により、保険給付費が平成30年度決算では前年度に比べて1人あたり1,500円増の33.9万円と増加傾向であることから、これを賄うために保険税の負担も増えています。

Q 医療費を抑えるためには、どうしたらいいの？

A 加入者の皆さんに健康で元気に日々を過ごしてもらうことが大切です。次のようなことを心がけましょう。

健康維持に努めましょう

健康維持のためには、栄養バランスのとれた食事や適度な運動など、規則正しい生活を送り、生活習慣病にならないことが大切です。

市では、健診の結果、糖尿病や高血圧が疑われる未治療の方に医療機関の受診を促しています。平成30年度には、糖尿病では7割、高血圧では5割の方が早い段階での治療を始めています。

健診や健康指導などを利用して、自分の健康状態を確認し、普段の生活を見直してみましょう。



「ジェネリック医薬品」を活用してお薬代を節約

ジェネリック医薬品とは、低価格で安全性や効き目が新薬と同等と国が認めた後発の医薬品です。薬代を節約できるため、医療費の節減に役立ちます。使用率は上昇傾向にあり、平成31年3月の使用率は国内で75.2%と多くの方が利用しています。

市では、ジェネリック医薬品に変更することで薬代の節約が見込まれる方を対象に通知を送付しています。

ジェネリック医薬品を希望する方は、医療機関や薬局の窓口でジェネリック医薬品を利用したいことを伝えましょう。

新型コロナウイルス感染症による影響

所得税や市・都民税の申告期限が延長されましたが、3月17日以降に提出された申告内容については、7月に発行する納税通知書に反映されていない場合があります。その場合、申告内容を保険税に反映させ、8月以降に順次通知します。

減免や徴収猶予の制度も

新型コロナウイルス感染症の影響により事業・給与などの収入が減少した場合に、減免や徴収猶予の制度が適用される場合があります。詳しくは、減免については保険年金課(☎620・7236)、徴収猶予については保険収納課(☎620・7237)までお問い合わせください。

かかりつけ医・歯科医・薬剤師を決めておきましょう

かかりつけ医・歯科医・薬剤師をもつことで、病気の早期発見や、より安全で有効な治療につながります。

同じ病気で複数の医療機関を紹介なく受診することは、医療費が増加してしまうだけでなく、度重なる検査や投薬により体に負担をかけることになります。

市では、同じ効能・効果を持つ薬を別々の医療機関から重複して処方されている方などに、服薬状況などを記載した通知を送付するなど、医療機関や薬局への相談を促す取り組みを行っています。

「おくすり手帳」の活用を

薬は飲み合わせによって副作用が生じることがあります。服薬歴を管理するため、「おくすり手帳」を利用し、疑問点などがあった場合はかかりつけ医や薬剤師に相談しましょう。

旅行先でけがや病気をしたときや、災害時に常用薬が切れてしまったときなど、緊急時にも役立ちます。



特集 国民健康保険制度

安心して医療を受け続けられるように

問 保険年金課 ☎620・7236 ☎626・8421

国民健康保険(以下、国保)は病気やケガの治療の際に、安心して医療を受けるための支え合いの制度です。自営業の方や、職場の健康保険に加入していない方などを対象としており、加入者の皆さんが納める保険税と都の支出金などにより運営しています。

保険税率などを改定

国保制度は、都と区市町村が共同で運営しています。都は、財政運営の責任主体として、区市町村の保険給付に必要な費用を全額支払う役割を担っており、各区市町村の医療費水準や所得水準に応じた「標準保険料率」を提示しています。しかし、この「標準保険料率」をそのまま適用すると、加入者の皆さんには、急激な負担増となります。そこで、加入者の皆さんへの影響に配慮しながら、本市の保険税率などの改定を「表①」のとおり行いました。

均等割額の軽減判定所得の改定

加入者全員(国保の加入者でない世帯主を含む)の所得の合計額が一定基準以下の場合は、均等割額が軽減されます。令和2年度から、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯について、「表②」のとおり判定の基準となる所得金額を引き上げました。

保険税率など(表①)

区 分		令和2年度	令和元年度	増 減	(参考) 都が提示した標準保険料率
医療給付費分	所得割(%)	6.1	5.8	0.3	7.05
	均等割(円)	33,000	31,000	2,000	41,161
	課税限度額(円)	630,000	610,000	20,000	—
後期高齢者支援金分	所得割(%)	2.0	1.9	0.1	2.46
	均等割(円)	12,500	12,000	500	14,122
	課税限度額(円)	190,000	190,000	0	—
介護納付金分	所得割(%)	1.8	1.7	0.1	2.23
	均等割(円)	13,500	13,000	500	16,369
	課税限度額(円)	170,000	160,000	10,000	—

均等割額の軽減判定所得(表②)

軽減割合	世帯の所得の合計額	
	令和2年度	令和元年度
5割	所得合計額が33万円＋(28.5万円×加入者数)以下	所得合計額が33万円＋(28万円×加入者数)以下
2割	所得合計額が33万円＋(52万円×加入者数)以下	所得合計額が33万円＋(51万円×加入者数)以下

※7割軽減は変更なし。

保険税の納付は納期限までに

納付は納め忘れない「口座振替」で

口座振替は、以下の方法で手続きができます。

■Web口座振替受付サービスによる申請

一部の金融機関では、保険税の口座振替をパソコンやスマートフォンなどから申し込みます。詳しくは市のホームページ、または右の二次元コードからご覧ください。



■口座振替納付届・依頼書による申請

納税通知書に同封されている「口座振替納付届・依頼書」に必要事項を記入し、金融機関届出印を押印のうえ、保険収納課へ郵送してください。

■キャッシュカードによる申請

申請方法や対応する金融機関など、詳しくは保険収納課までお問い合わせください。

納付はコンビニエンスストアでも

バーコードが印刷された納付書は金融機関のほか、期限内であればコンビニエンスストアでもお支払いできます。

納税相談窓口

さまざまな事情で、納期限までに納めることができない場合は、お早めにご相談ください。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、電話での相談も受け付けています。

日時 月～金・日曜日の午前8時30分～午後5時(受付は4時30分まで)

会場 市役所1階保険収納課

CHECK! 令和2年度の保険税の納税通知書は、7月13日頃に発送します。

河川の状況をリアルタイムで

都では、雨量計や河川水位計の観測情報、河川監視カメラの映像を公開しています。都建設局のホームページにある「降雨・河川水位情報」、または右の二次元コードからご覧ください。



河川監視カメラの映像は5分ごとに更新

雨水ますや水路に物を置かないで

道路の雨水ますや側溝がふさがっていると、雨水が流れ込まず、浸水の危険性が高まります。ごみを捨てたり、上に物を置かないようにしましょう。また、河川や水路に障害物などがあると、水の流れを妨げてしまい危険です。お近くの水路に異変がありましたら、水環境整備課（☎620・7291 ㊟626・3019）までご連絡を。

雨の情報を事前にキャッチ

ウェブサイト「東京アメッシュ」では、都内の降雨情報を随時提供しています。浸水などへの備えにご活用ください。右の二次元コードからご覧ください。



問い合わせは都下水道局（☎042・527・4828）、または下水道課（☎620・7289 ㊟626・3019）へ。

緊急速報メールを配信

災害時の避難勧告や、多摩川・浅川において氾濫の恐れがある時など、人命にかかわる緊急時に配信される「緊急速報メール」。登録は不要で、市内にいる方の携帯電話などに一斉に届きます。身の安全を確保するための情報としてご活用ください。問い合わせは防災課へ。

埋め立て・盛り土にはご注意ください

土砂の埋め立てや盛り土をしている現場では、大雨などにより地盤が緩み、土砂災害が発生する恐れがあります。大雨などで宅地の安全が損なわれないように、日頃から擁壁などの土留めを点検しておきましょう。

また、埋め立てなどを行う場合には、あらかじめ都や市の許可が必要となります。埋め立てや土砂の搬入で土地を貸す際には、事前に必ず市にご相談ください。問い合わせは開発指導課（☎620・7261 ㊟626・3616）へ。



6月は「土砂災害防止・浸水対策強化月間」

いざという時、いのちを守る行動を

問 防災課 ☎620・7207 ㊟626・1271

写真は昨年10月に発生した、令和元年東日本台風による市内の被害のようすです。土砂災害による甚大な被害が多く発生し、暮らしに大きな影響を及ぼしました。

6月は「土砂災害防止・浸水対策強化月間」。災害から身を守るため、日頃から対策を心がけましょう。



災害情報はこちらで！

災害から身を守るためには、早めの対応が重要です。SNSやラジオ、市のホームページなどを利用して、気象などの情報収集を行いましょう。



フェイスブック「八王子市の防災・防犯情報」
@hachioji.bousaijoho



ツイッター「八王子市の防災・防犯情報」
@hachioji_bousai



FMラジオ局 Tokyo Star Radio（八王子FM）
周波数：77.5MHz



防災情報メール

防災に関する情報をメールでお知らせしています。登録方法は次のとおりです。

▶市のホームページから ▶携帯電話から「icho@sg-m.jp」に空メールを送り、返信された本登録用メールのURLに接続して登録



防災行政無線
電話応答サービス ☎042・620・7397

24時間前までの放送内容を自動音声で確認できます。
※通話料は利用者の負担となります。

ご登録ください！

防災情報メール

市では、地震や台風、洪水などの災害に関する情報、防災啓発イベントのお知らせをEメールで配信しています。受信には登録が必要です。日頃の備えや災害時の情報収集に、ぜひご活用ください。問い合わせは防災課へ。

登録方法

①空メールを送信

宛先に「icho@sg-m.jp」を入力、または右の二次元コードにアクセスして、空メールを送信



②本登録用メールを受信

本登録用メール（仮登録完了のお知らせ）が返信されたら、メール本文に記載されているURLに接続

③必要事項を入力

接続先の登録ページで必要事項を入力

④登録完了！

※本登録用メールが届かない場合は、迷惑メールの受信拒否設定が原因の場合があります。詳しくはご利用の携帯電話事業者などにお問い合わせください。

大雨により、崖崩れや土石流などの危険が増すと、気象庁と都から土砂災害警戒情報が発表されます。市は、この情報を防災活動や避難勧告等の判断に活用します。皆さんが自主避難の判断をする際にも参考にしてください。

避難勧告等が出たら、速やかに避難（身を守るための行動）をしましょう。市が開設する避難所だけでなく、知人や親戚の家、自宅の2階以上へ移動することでも避難に含まれます。特に、高齢者や障害のある方、お子さんなど、避難に時間のかかる方は早めの行動が必要です。近隣にお住まいの方は、そのような方の避難にご協力ください。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、避難所などへ行く場合はマスクなどの衛生用品も持参しましょう。屋外に避難する際は、次の点にご注意を。

▼避難の前に火の始末 ▼河川や水路崖には近付かない ▼垂れ下がった電線には触らない ▼浸水箇所では、水路やマンホールに注意

避難勧告等が出たら早めの避難を

梅雨や台風など、集中的に雨が降る時期には、崖崩れや地すべり、土石流といった土砂災害が起こりやすくなります。各家庭に配布している「総合防災ガイドブック」などで、お住まいの地域にどのような災害の危険性があるのかを把握し、事前に対策を立てておきましょう。ガイドブックは市のホームページ、または下の二次元コードからもご覧になります。問い合わせは防災課へ。



6月相談まどぐち

※印は祝・休日を除きます。定員がある相談もあります。

相談名		日時	会場・問い合わせ
生活にお困りの方の自立相談		※①月～金曜日の8:30～11:30、13:00～16:30、②6/4・18の9:00～11:00、③6/11・25の13:00～16:00	①市役所生活自立支援課、②八王子駅南口総合事務所、③南大沢事務所 相談は事前に電話で生活自立支援課☎620・7462へ
生活保護相談		※月～金曜日の①8:30～11:30、13:00～16:30、②9:30～11:30、14:00～16:00(②の金曜日は午前のみ)	①市役所生活自立支援課、②南大沢事務所 相談は事前に電話で生活自立支援課☎620・7443へ
女性福祉		※月～金曜日の9:00～11:30、13:00～16:00	市役所生活自立支援課☎620・7443
女性のための	相談	木曜日の13:00～16:00	クリエイトホール8階 男女共同参画センター ☎648・2234予約は電話で(弁護士相談は6/1から) 女性を対象とした一般的な相談もお受けします(9:00～19:00。日曜日、休日、6/2(火)は17:00まで)
	カウンセリング	水・土曜日の9:00～12:00、6/12・19の16:00～19:00、6/22(月)13:00～16:00	
	弁護士相談	6/27(土)14:00～17:00	
交通事故		6/4・11・25の13:30～15:50(電話相談のみ)	市役所市民生活課☎620・7227 予約は当日9:30から電話で
消費生活相談		※月～土曜日の9:00～16:30(当面の間電話相談のみ)	クリエイトホール地下1階消費生活センター☎631・5455
外国人の生活相談	生活相談	※月～土曜日の10:00～17:00	八王子スクエアビル11階 在在外国人サポートデスク(八王子国際協会) ☎642・7091
	行政書士相談	6/27(土)14:00～17:00	
	弁護士相談	6/20(土)14:00～17:00	
地域活動への参加に関する相談		※月～金曜日の8:30～17:15	市役所協働推進課(支援デスク)☎627・0802
就職に関する相談		※月～金曜日の9:30～16:00	八王子しごと情報館☎656・4788予約は電話で
起業に関する相談		6/2・16の13:00～16:00	サイバーシルクロード八王子☎639・1009予約は電話で

世帯と人口(令和2年4月末日現在)			
住民基本台帳		前月比	
人口	男	280,973人	210
	女	281,055人	196
	計	562,028人	406
世帯数		271,292世帯	905
うち外国人住民		前月比	
人口		13,344人	88

国勢調査の集計結果(平成27年10月1日現在)			
人口	男	291,238人	世帯数
	女	286,275人	
	計	577,513人	
253,356世帯			

※市内に居住している方の実態を表しています。

窓口での相談は 事前にお問い合わせを

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、各種相談の予定を変更する場合があります。窓口での相談をお考えの方は、事前に各担当課へご確認ください。

相談名		日時	会場・問い合わせ
住宅・ブロック塀に関する相談		※月～金曜日の8:30～17:00	市役所住宅政策課☎620・7260
高齢者の福祉と介護		※月～金曜日の8:30～17:00	市役所高齢者福祉課☎620・7420
高齢者総合		※月～土曜日の9:00～17:30(詳しくは各センターにお問い合わせを)	市内20か所の高齢者あんしん相談センター
ひとり親家庭のための	相談	※①月～金曜日の9:00～12:00、13:00～17:00、②6/12(金)14:00～17:00	①市役所子育て支援課、②八王子駅南口総合事務所 予約は電話で子育て支援課☎620・7362へ
	弁護士による養育費などの法律相談	6/26(金)14:00～17:00	八王子駅南口総合事務所 予約は6/2から電話で子育て支援課☎620・7362へ
子ども家庭総合		9:00～19:00(日曜日、祝・休日は17:00まで。第1火曜日を除く)	クリエイトホール地下1階子ども家庭支援センター☎656・8225
子ども家庭総合		※月～土曜日の9:00～17:00	市内5か所の地域子ども家庭支援センター
総合教育相談室		※月～金曜日の8:30～17:00	教育センター☎664・6949
こども電話相談		※月～金曜日の8:30～17:00	教育センター☎664・3665(子ども専用)
子どものいじめ相談電話		※月～金曜日の8:30～17:00	市役所経営計画第二課☎620・7499
あなたの心の相談室		※火・金曜日の10:00～15:00	あなたの心の相談室☎621・5657(電話相談のみ)
こころの健康相談		※月～金曜日の9:00～16:30	保健所保健対策課(地域保健担当)☎645・5196
HIVに関する相談		※月～金曜日の9:00～16:30(6月の検査は中止となりました)	保健所保健対策課(感染症対策担当)☎645・5195
医療に関する電話相談		※月～金曜日の9:00～12:00、13:00～16:30	医療安全支援センター(保健所内)☎645・5118
保健福祉・栄養・歯科		※月～金曜日の9:00～16:00	大横保健福祉センター☎625・9200(電話相談のみ)
		※月～金曜日の9:00～16:00(第2月曜日を除く)	東浅川保健福祉センター☎667・1331(電話相談のみ)
		※月～金曜日の9:00～16:00	南大沢保健福祉センター☎679・2205(電話相談のみ)

市からの募集情報

保健医療計画の市民委員

対象は市内在住・在勤・在学で18歳以上の方。任期は7月～令和4年3月です。申込方法など、詳しくは保健所健康政策課(☎645・5112)までお問い合わせください。

「親子ふれあい広場南大沢」、 「親子つどいの広場大和田」の運営団体

運営期間は10月～来々3月(更新あり)です。申込期間は6月24～30日。申込方法など、詳しくは6月1日から市役所4階子どもしあわせ課、各子ども家庭支援センター、市のホームページなどで配布する募集要項をご覧ください。問い合わせは子ども家庭支援センター(☎656・8225)へ。

都営住宅の入居者

申込期限は6月26日。申込方法など、詳しくは6月8～23日に市役所5階住宅政策課(☎620・7385)、各事務所などで配布する募集案内をご覧ください。問い合わせは都住宅供給公社募集センター(☎0570・010・810)へ。

市施設の指定管理者

来々4月から次の施設の管理・運営を行う指定管理者を募集します。

■石川保育園

申込期間は7月20～31日。申込方法など、詳しくは6月1～9日に市役所4階保育幼稚園課(☎620・7447)で配布する募集要項、または市のホームページをご覧ください。

■高齢者在宅サービスセンター長沼・石川

申込期間は6月22～29日。申込方法など、詳しくは6月1～8日に市のホームページで配布する募集要項をご覧ください。問い合わせは高齢者いきいき課(☎620・7452)へ。

■市営駐車場(八王子駅北口地下駐車場ほか2か所)

申込期限は7月31日。詳しくは交通事業課(☎620・7432)までお問い合わせください。

救急診療

救急車を呼ぶべきか迷ったら

▶消防庁救急相談センター(24時間)

☎7119または☎042・521・2323

▶八王子消防署(24時間)

☎625・0119

▶東京都保健医療情報センター(24時間)

☎03・5272・0303

●小児科

▶月～金曜日(午後6時～翌朝8時)

土・日・休日・年末年始(午前8時～翌朝8時)

子供の健康相談室(小児救急相談)

☎8000または☎03・5285・8898

▶毎日(午後8～11時)

夜間救急診療所 ☎625・9910

台町4-33-13小児・障害メディカルセンター内

▶毎日(24時間) 南多摩病院

☎663・0111 散田町3-10-1

▶奇数日(通常診療終了～翌朝。日曜・祝日は午前8時30分～)

東海大学医学部付属八王子病院

☎639・1111 石川町1838

▶偶数日(通常診療終了～翌朝。日曜・祝日は午前9時～)

東京医科大学八王子医療センター

☎665・5611 館町1163

●内科

まずはお電話を。

毎日(午後8～11時)

夜間救急診療所 ☎625・9910

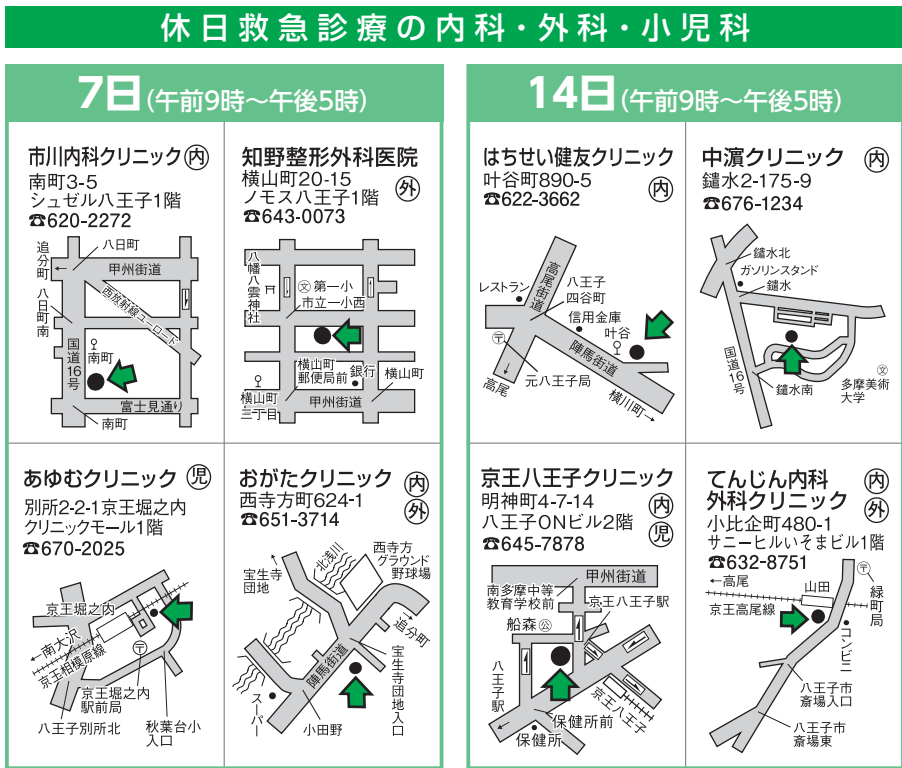
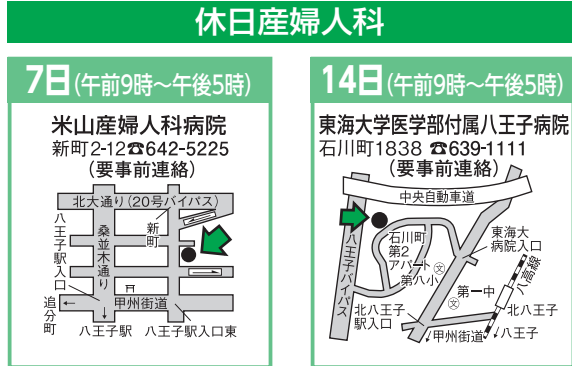
台町4-33-13小児・障害メディカルセンター内

●歯科

休日(午前9時～午後4時)

休日歯科応急診療所 ☎622・7026

台町4-33-13小児・障害メディカルセンター内



※救急診療は八王子市医師会、八王子歯科医会、八王子薬剤師会、市内大学病院などにご協力いただいております。



特別定額給付金

申請は8月17日まで

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、国から家計への支援として1人あたり10万円の「特別定額給付金」が支給されます。本市では5月18日から順次、各世帯へ申請書を発送しています。申込期限は8月17日(必着)です。お早めに申請を。

申請方法など、詳しくは市のホームページ、または右の二次元コードからご覧ください。

※申請書の口座番号記入欄には、口座名義人をカタカナで記入してください。



オンライン申請の停止

マイナンバーカードを活用したオンライン申請は、郵送申請の給付事務を慎重かつ円滑に進めるため、5月25日から停止しています。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

特別定額給付金 コールセンター

☎0570・030009

午前9時～午後5時(土・日曜日、祝・休日を除く)

特別定額給付金のお問い合わせはこちらへ

休業や失業で生活資金に お悩みの皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金にお困りの方に対して、緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を実施しています。詳しくは社会福祉協議会(☎620・7496 ☎622・2701)までお問い合わせください。

※感染拡大防止のため、郵送で申請を受け付けています。申請書類は都社会福祉協議会のホームページ(右下の二次元コードからも)でも配布しています。

また、「緊急小口特例貸付」のみ、中央労働金庫(☎0120・22・5755)でも郵送による受付を行っています。



コールセンターのご案内

感染の予防に関することや、
心配な症状が出たときの対応、
生活支援などの相談は――

八王子市

新型コロナウイルス感染症に関する 総合コールセンター

☎620・7253 ☎620・7322

午前8時30分～午後5時

「消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報」 公式LINEアカウントのご活用を

消費者庁では、消費者が不正確な情報に惑わされることのないよう、新型コロナウイルス感染症対策に関する消費者向け情報を発信する「公式LINEアカウント」を開発しています。右下の二次元コードから「友だち登録」することで、最新の情報にアクセスできるようになるほか、消費者庁から定期的に注意喚起メッセージを受け取れるようになります。ぜひご活用ください。



傷病手当金の申請受付を6月から開始

6月から、国民健康保険の加入者が新型コロナウイルス感染症の感染、または発熱などにより会社などを休んだ場合、傷病手当金を支給します。申請の際は、事前に電話で保険年課(☎620・7235 ☎626・8421)へご相談を。

対象 給与の支払いを受けている国民健康保険被保険者

対象期間 令和2年1月1日～9月30日

「八王子まつり」中止のお知らせ

8月14～16日に開催を予定していた「八王子まつり」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、来場者などの安全を確保できないため、中止となりました。問い合わせは協働推進課(☎620・7401 ☎626・0253)へ。

その他のイベントなどの開催状況

この他にも、開催の延期・中止を決定したイベントや事業について、市のホームページでお知らせしています(右下の二次元コードからもご覧いただけます)。

また、ホームページに掲載されていないイベントについても、今後延期・中止となる場合があります。詳しくは各担当課までお問い合わせください。



発熱や呼吸器症状があり、流行地域への渡航や居住、患者との接触歴などがある方、次の症状にあてはまる方の相談は――

- ・息苦しさや強いだるさ、高熱などがある
- ・風邪のような症状が続く(高齢者や基礎疾患のある方はすぐに)

新型コロナ受診相談窓口

(帰国者・接触者電話相談センター)

☎645・5195

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝・休日を除く)

☎03・5320・4592

(上記以外の時間帯及び土・日曜日、祝・休日)